

# 平成27年度北海道選挙管理委員会事務事業 評価における一次政策評価の実施方針

## 1 趣 旨

北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、選挙管理委員会が行う平成27年度事務事業評価に関する実施方針を定める。

## 2 基本的な考え方

- (1) 平成27年度政策評価基本方針第2の1(5)の規定により、事務事業評価を実施する。
- (2) 実施に当たっては、事務費に加えて事務や事業の実施に係る人件費を含めたフルコストによる評価とする。
- (3) 事務事業評価に当たっては、「当面（H26～27）の行財政改革の取組み」及び平成26年度の事務事業評価の結果等を踏まえ、道の事務事業の効果的かつ効率的な執行を図る観点から点検、検証の上、必要な見直しを行い、今後の方向性を整理する。なお、評価結果を踏まえて、事務事業の再構築を図るとともに、限られた行財政資源の有効活用により、道民ニーズへの適切な対応や持続可能な行財政基盤の構築を図るものとする。

## 3 評価の対象

平成27年8月1日現在で平成27年度予算に計上されている事業（以下「予算事業」という。）に加えて、職員配置の基礎となっている全ての分掌事務とする。

## 4 評価の単位

- (1) 予算事業については、平成27年度北海道予算に関する説明書の説明欄に記載の事業を構成する細事業とする。
- (2) 予算事業以外の事務事業については、「その他内部管理業務」とする。

## 5 評価の視点

- (1) 事務事業の必要性（社会的ニーズに適合しているか）
- (2) 国、市町村、民間との役割分担の明確化（道が実施することが妥当か）
- (3) 事務事業の有効性（事務事業の執行が、施策の目標達成に結びついているか、事務事業の手法が施策の目標達成のために効果的かなど）
- (4) 施策水準の妥当性（道が単独事業あるいは国庫補助事業などで国の財源措置の水準を超えて事業を実施することの妥当性など）
- (5) 民間能力の活用（民間委託や民間ノウハウを活用できる事務事業ではないか）
- (6) 事務事業の対象・手段
  - ア 事務事業コスト（事務事業コストのさらなる削減）
  - イ 対象・手段（地域力や協働の推進など事務事業の対象や手段の改善）

- (7) 執行体制の見直し
  - ア 執行体制の簡素化・効率化
  - イ 関連事務との集約化・一元化
- (8) 事務事業の緊急性・優先性
  - ア 緊急性（事務事業に緊急性はあるか）
  - イ 優先性（限られた経営資源の中で優先的に取り組む必要があるか）
- (9) 事務事業の休廃止（事務事業の休廃止は可能か）
- (10) 効果的・効率的な予算執行（予算が効果的・効率的に執行されているか）

## 6 評価の時点

評価の時点は中間評価とし、平成27年8月1日現在の進捗状況等に基づき評価を実施する。

## 7 評価の実施方法

### (1) 重点点検事項

事務事業について、上記5の評価の視点から点検・評価を実施するが、特に次の事項について、重点的な点検・評価を実施する。

#### ア 引き続き二次政策評価意見を付した事務事業の検討状況

平成26年度の事務事業評価で、平成25年度から引き続き二次政策評価意見を付した事務事業の検討状況を点検する。

#### イ 「新たな視点による改善が必要」などとされた事務事業の検討状況

平成26年度の事務事業評価で、「新たな視点による改善が必要」などとして新たに二次政策評価意見を付した事務事業の検討状況を点検する。

### (2) 評価調書の作成

知事が定めるマニュアルに準拠して事務事業評価調書（以下「評価調書」という。）（別紙様式）を作成し、条例第7条第2項に基づき、8月31日までに知事に提出する。

## 8 外部意見の反映

評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会基本評価等専門委員会（以下「専門委員会」という。）から意見を聴取するなど、外部意見の活用に努めるものとする。

## 9 評価結果の反映

評価の結果については、予算の編成及び執行、組織及び機構の整備に適切に反映させるものとする。

## 10 評価に関する情報の公表

評価に関する情報（評価調書、専門委員会議事録、評価の結果等）については、縦覧及び配付用資料の配付を行うなど、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるものとする。

## 11 政策評価の充実

政策評価制度の改善・充実に努めるとともに、政策評価に関する研修機会の確保など職員の資質の向上に努めるものとする。

## 12 道民参加の推進

- (1) 評価の実施に当たっては、北海道のホームページのほか各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるとともに、道民の意見の政策評価への適切な反映に努めるものとする。
- (2) 道民の意見の政策評価への反映状況については、適時に公表する。

## 13 留意事項

- (1) 評価調書の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述とすること。
- (2) 評価に当たっては、二次政策評価の視点を念頭に置いて行うこと。
- (3) 評価に当たっては、施策評価結果との関連に十分留意すること。
- (4) 評価に当たっては、企画・予算・人事の各部門が連携を強化して実施すること。
- (5) 評価の時点以降において、事務事業の内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに知事と協議すること。

## 14 実施に係る細目

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。